

# 月報私学

2019  
7  
VOL.259



しずわでら学園は、昭和30年から64年間子どもの保育、教育に力を注いでまいりました。当時は馬車で子どもの送り迎えをしていた歴史のある幼稚園です。時代が変わっても、私たちは、「世のため、人のために役に立ちたい」という、当初の「願い」を大切に引き継ぎ、今も日々実践しています。

写真提供：学校法人 しずわでら学園（栃木県栃木市）

## CONTENTS

- 令和元(2019)年度 私立大学等経常費補助金配分方法の主な変更点 ..... 2
- 受配者指定寄付金のご案内—制度の特長と事務手続きの流れについて— ..... 4
- 連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
原点に立ち返ることで生まれたふじおかメソッド ..... 6
- 令和元(2019)年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内 ..... 8
- 加入者貸付の見直し/マイナンバー制度における情報連携の試行運用が開始されました/  
スロバキアとの社会保障協定が発効されました ..... 9
- 基礎届書の提出はお済みですか?標準報酬月額の時決定(注意事項)/  
年金資産の運用にかかる業務概況書を公表します ..... 10
- 災害にあったとき/加入者証等券面の印字(字形)が一部変わります ..... 11
- 海外で診療を受けたとき/夏休みにご利用ください 厚生施設・健康増進宿泊施設 ..... 12
- 私学事業団の直営宿泊施設/私学メンバーズカード ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 ..... 16

# 令和元(2019)年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

令和元(2019)年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法等の一部を見直しました。  
 主な変更点は次のとおりです。

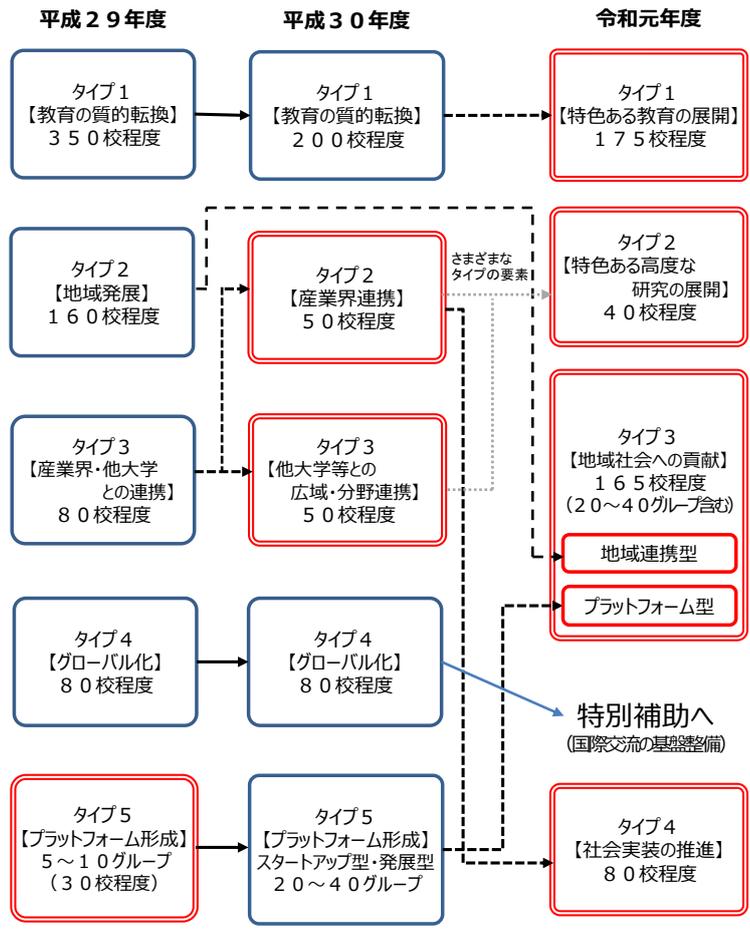
## 私立大学等改革総合支援事業

特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

### ○タイプの再編及び選定校数

本年度は、社会の変化を見据え、各大学等が自らの強みや特色を踏まえて、人材育成の三つの観点(高度な教養と専門性を備えた先導的な人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材、世界を牽引する人材)から中軸となる機能・役割を明確化することを促すため、従前の五つのタイプを以下の四つのタイプに再編し、改革に取り組む大学等を支援します(図)。

図 タイプの変更・組み換えについて



□ タイプの組み換え・新規タイプ → タイプ間の関連

表1 学部等ごとの入学定員充足率による増減率

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合(収容定員充足率)による増減に加え、学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合(入学定員充足率)が90~100%の場合に増額措置を実施

<追加: 入学定員充足率による増減率表>

増減率	4%	2%	0%
入学定員充足率	100~95%	94~90%	89%~

※医歯学部を除く

● 学修成果の可視化に基づく教育方法の改善や文理横断的な教育プログラムの開発、教育の質向上に向けた特色ある教授・学習方法の展開を通じた教育機能の強化を促進します。

● 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進します。

タイプ1「特色ある教育の展開」(175校程度)

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」(40校程度)

● 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取り組みを支援します。

タイプ3「地域社会への貢献」(165校程度)

● 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取り組みを支援します。

● 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します(20~40グループ)。

表2 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表

【現行】													
(定員割れ)													
区分	増減率 ▲6%	3%	0%	▲5%	▲6%	▲7%	▲8%	▲9%	▲10%	▲11%	▲12%	▲13%	▲14%
学部等 (医歯学部を除く)	99~98	97~95	94~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
学部等 (医歯学部)	99	98	97~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80

区分	増減率 ▲15%	▲16%	▲17%	▲18%	▲19%	▲23%	▲24%	▲25%	▲26%	▲27%	▲28%	▲29%	▲30%
学部等 (医歯学部を除く)	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
学部等 (医歯学部)	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67

区分	増減率 ▲31%	▲32%	▲33%	▲34%	▲35%	▲36%	▲38%	▲40%	▲42%	▲44%	▲46%	▲48%	▲50%
学部等 (医歯学部を除く)	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~
学部等 (医歯学部)	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~

【令和元年度】													
(定員割れ)													
区分	増減率 ▲6%	3%	0%	▲11%	▲12%	▲13%	▲14%	▲15%	▲16%	▲17%	▲18%	▲19%	▲20%
学部等 (医歯学部を除く)	99~98	97~95	94~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
学部等 (医歯学部)	99	98	97~90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80

区分	増減率 ▲21%	▲22%	▲23%	▲24%	▲25%	▲26%	▲27%	▲28%	▲29%	▲30%	▲31%	▲32%	▲33%
学部等 (医歯学部を除く)	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
学部等 (医歯学部)	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67

区分	増減率 ▲34%	▲35%	▲36%	▲37%	▲38%	▲39%	▲40%	▲41%	▲42%	▲44%	▲46%	▲48%	▲50%
学部等 (医歯学部を除く)	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~
学部等 (医歯学部)	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54~

各タイプにおいて選定された大学等には、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

● 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取り組みを支援します。

タイプ4「社会実装の推進」(80校程度)

一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研究経常費(教員経費・学生経費)」に一定割合を加算し、増額します。

特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

一般補助

入学定員充足率の取り扱い

入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促す観点から、現行の「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合(収容定員充足率)」による増減率に加え、「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合(入学定員充足率)」による増減率を導入し、入学定員充足率が90~100%の場合に増額措置を実施します(表1)。

※「平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について(通知)」(平成30年9月11日)文科高第454号、私振補第49号)を参照してください。

定員未充足の学部等に対する増減率の強化

「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合」による増減率において、定員未充足の学部等に対する増減率を強化します(表2)。

その他

本年度の配分方法については、他の補助項目においても見直しを検討しています。検討事項については、内容が決定し次第、電子窓口等によりお知らせいたします。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
 助成部 補助金課  
 一般補助  
 ☎03(3230)7300~7302・7313  
 特別補助  
 ☎03(3230)7303~7305・7325  
 7309~7311・7326  
 私立大学等改革総合支援事業  
 ☎03(3230)7306~7308・7314  
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

# 受配者指定寄付金のご案内

— 制度の特長と事務手続きの流れについて —

受配者指定寄付金制度とは、私立学校に対してその学校が取り組む教育や研究の充実を図ることを目的として寄付をする場合に、寄付者が寄付先の学校法人を指定して、私学事業団に寄付をする制度です。

昭和42年の制度創設以来、大変多くの学校法人が本制度を活用して、寄付募集に取り組んでいます。

近年の受け入れ状況は図1のとおりであり、寄付件数、寄付金額ともに増加傾向にあります。平成30年度は512法人（前年度は510法人）が本制度を利用し、9157件、361億6千万円の寄付金を受け入れました。

図1 受配者指定寄付金 受入状況（直近5年間）



## 税制上の優遇措置について

受配者指定寄付金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）を受けており、本制度を利用した寄付金には税の優遇措置が設けられています。特に寄付者が企業等法人である場合には、寄付額の全額が損金の額に算入可能であり、私立学校に対する寄付金としては全額損金算入可能な唯一の寄付金となっています。

表 私立学校に対する寄付にかかる税制優遇措置

寄付者 寄付を受けるもの	法人	個人
受配者指定寄付金 (日本私立学校振興・共済事業団)	寄付金の全額が損金の額に算入可能	[所得控除額] =寄付金額(総所得の40%が上限) -2,000円を所得から控除
特定公益増進法人の証明を受けた学校法人(注1)	[損金算入限度額] =(資本金×0.375% +当該年度所得×6.25%)×1/2(注2)	同上
一定の要件を満たした学校法人(注3)		[所得控除額] =寄付金額(総所得の40%が上限) -2,000円を所得から控除 又は [税額控除額] =寄付金額-2,000円×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

(注1) 所轄庁より証明を受ける必要があります。  
 (注2) 特定公益増進法人に対する寄付としての限度額を超えた部分は、一般寄付として損金算入が可能です。  
 (注3) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

なお、私立学校に対する寄付の税制優遇措置につきましては、表をご覧ください。

## 対象となる学校及び事業について

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校(幼保連携型認定こども園を含みます)及び学校法人(私立学校法第64条第4項を含みます)が設置する専修学校(授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります)となっています。

また、対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑤に該当する事業の範囲となっています。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 教育研究に要する経常的経費
- ③ 寄付講座等基金※
- ④ 教育研究基金※
- ⑤ ①及び②に要した借入金の返済費用

※基金には、「取崩し型基金」を含みます。なお、既設の学校法人が新たに学校等(学部、学科等)を設置するために行う事業につきましては、次の①及び②の事業が対象となりますが、学校等の設置を目的とした寄付募集の取り扱い等について寄附行為に記載したうえ、所轄庁より変更認可を受ける必要があります。記載する内容につきましては一定の要件がありますので、学校等の

設置に当たり、本制度の利用を検討する場合はあらかじめ本事業団までお問い合わせください。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 初年度経常経費

(注) 新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査(個別指定)をするため、本制度の対象とはなりません。

## 取り扱いは要件について

寄付募集に当たり、本制度をご利用になる場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。寄付金の受け入れに際しましては、あらかじめご確認くださいませ。

- ① 広く一般に募集する寄付金であって、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
- ② 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
- ③ 寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
- ④ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
- ⑤ 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であって、緊急を要するものに充てられることが確実であること
- ⑥ 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
- ⑦ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

### 事務手続きの流れについて

- ⑤ 原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

受配者指定寄付金の事務手続きの流れは次のとおりです。図2と併せてご覧ください。

※受配者指定寄付金に必要な書類(様式指定)は、本事業団ホームページから次の順序でダウンロードできます。

私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼寄付金▼受配者指定寄付金(様式)

#### 1 制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」をご提出ください。

ご提出の際には、決算書の他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付していただきます。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を本事業団より送付します。

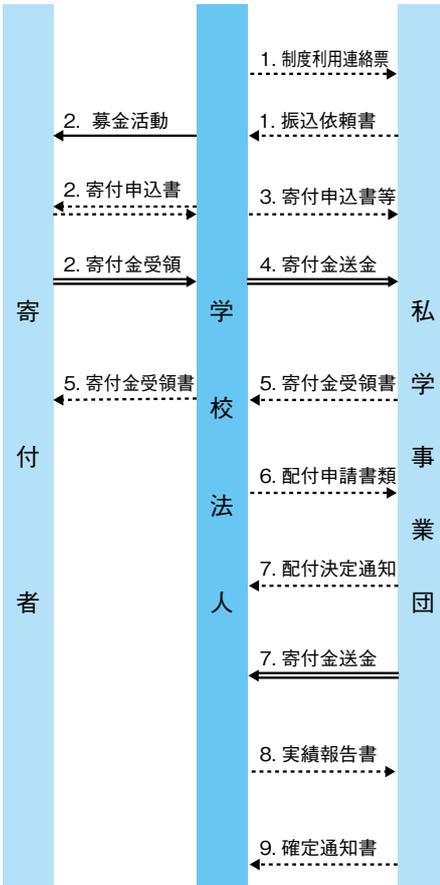
#### 2 募金の開始

寄付金の募集を開始してください。本制度を利用した寄付を申し出た企業・法人等から「寄付申込書」(様式指定)の提出を受けたうえ、学校法人が寄付者から寄付金を受領してください(この時点では、寄付金は預かり金となります)。

※新元号(令和)対応の寄付申込書は5月末にホームページに掲載いたしました。

## 助成業務

図2 受配者指定寄付金の事務手続きの流れ



- 3 本事業団の指定銀行口座への振り込み  
寄付金は、学校法人が寄付者から受け取りいただき、お取りまとめのうえ、本事業団にお振り込みください。

なお、寄付金の受領日は寄付金が本事業団に着金した日付となります。寄付金お振り込みの際には、寄付者の決算期を越えないようにご注意ください。

#### 4 寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」をお取りまとめのうえ、次の書類(様式指定)を本事業団にご提出ください。

- 「寄付申込書」
  - 「受配者指定寄付金に係る確認書」
  - 「寄付金振込報告書」
  - 「寄付者名および寄付金額一覧」
- ※②は、寄付金額が1000万円を超える場合のみ提出

#### 5 「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付金受領書」がお手元に届いた金額の範囲内となります。

付申込書等提出書類の確認等を行った後、「寄付金受領書」を発行し、学校法人に送付します。

「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類となりますので、確実に寄付者にお渡しください。

※「寄付金受領書」の発行には寄付者情報の確認等のため、一定の時間を要します。あらかじめご了承ください。

#### 6 寄付金の配付申請

学校法人は、事業費の支払い等に応じ、必要な額の寄付金を受けることができます。

寄付金が必要な際は、「寄付金配付申請書」(様式指定)、「寄付事業の概要」(様式指定)及び事業費支払いに関する資料等を本事業団にご提出ください。

寄付金の配付は原則として毎月月末となります。また、配付申請書の締め切りは毎月5日となっています。

なお、配付の対象となる寄付金は、寄付金受領書がお手元に届いた金額の範囲内となります。

困りますのでご注意ください。

#### 7 寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。

配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます。

#### 8 実績報告書の提出

寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」(様式指定)、「寄付金に係る事業の報告書」(様式指定)及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てにご提出ください。

なお、実績報告書等の提出については6月上旬頃に本事業団より文書でご案内します。

#### 9 寄付金確定通知書の送付

本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼寄付金▼受配者指定寄付金(寄付金事務の手引)又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316~73318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑤③ 原点に立ち返ることで生まれたふじおかメソッド

学校法人しずわでら学園  
認定こども園ふじおか幼稚園 園長 市村 弘貴



昭和30年代の東光寺本堂前

学校法人しずわでら学園は、昭和30年に、寺小屋から始まった幼稚園です。当時、東光寺（栃木県栃木市岩舟町）の住職、市村隆弘が、「われわれが、世のため、人のため、何かお役に立てることはないだろうか」と考え、これからの社会を担う子どもたちのために、始まったのがきっかけです。

この精神を、時代を超えても大切に引き継ぐことで、地域、保護者から信頼をいただいております。

「明るく元気な子どもに」、「思いや

りのある子どもに」、「人に好かれる子に」。いつの時代も、子どもを思う大人たちの思いは尽きません。

そして大切なお子さまをお預かりし、成長をお手伝いさせていただく中で、「私たちは何をしてあげることが最も大切なのか」と考え、寺子屋の精神を引き継ぎつつ、常に試行錯誤を繰り返してきました。

一方、ITやAI技術が進化し、子どもたちを取り巻く環境は日々大きく変化しています。

そんな社会を生き抜いていく子どもたちには、どんな逆境にも自らの「チカラ」で立ち向かい解決する力が必要であるとされています。

子どもたちが、どんな高い壁にぶつかっても自力で乗り越えていける力を育ててあげたいと考え、楽しい幼稚園生活のなか、「立ち上がるチカラ」を育ててあげたいと強く願うようになり、そして、たどり着いたのが独自の教育法「ふじおかメソッド」です。

ふじおかメソッドは「やり抜く力」、「やる気」、「自制心」、「協調性」、「社交性」の五つの柱を通じて、認知能力と非認知能力をバランスよく身に付け

るプログラムです。

プログラムと聞くと真新しさを感じる方もいるかもしれませんが、私たちが寺子屋時代から引き継いできた教育を、保護者だけでなく、教職員にとってもより分かりやすく伝えるために工夫し、さらに体系化したものです。

なぜ、当たり前のことをあえて新たな形で蘇らせたのか。それは、昔ながらの教育を受けていない教職員も、この教育法を共有し、理解してもらおうことで、子どもたちへの「教育の質」が大きく変わると感じたからです。

実際に教職員たちは、今、何をすべきかよく突き詰めており、知識やスキルだけではなく、子どもたちが自ら考え、行動することができるよう「立ち上がるチカラ」が、驚くほど育つ環境を作ってくれています。

これは、みんなが想いを共有し、どうしたら子どもにとつてよりよい環境を作ることができるのかを考える「ふじおかメソッド」による効果だと、実感しています。

「二代目、三代目の後継者は、新しいことに取り組む」という話を聞いたことがあります。

それ自体はとても素晴らしいことだと思います。私自身も、新しいことに取り組む際には、意識せずに、長年受け継がれてきた大切な精神に背いた方法で行いそうになってしまうことが何度かありました。



園舎の上空写真

そんなときは、あえて時間を取り、教職員同士で話し合ったり、考える時間を作るなど、立ち返るといふことを何度も行ってきました。

恥ずかしいことに、実際に今までの学園の歴史について深く考えるようになったのはつい最近の話です。

ふじおか幼稚園の園舎が、2018年9月から新しくなり、園舎のコンセプトや、方針を深く考え直す機会があつたからです。

子どもの可能性は無限大です。この可能性を象徴とし、園舎の大きなコンセプトとしました。園舎を上から見下ろすと、無限(∞)の字が見えてきます。

子どもたちはこの∞の字を楽しみながら毎日、繰り返し走り続けています。

初めてふじおか幼稚園の園舎を見学に来てくださった方は、こうした不思議な世界観に驚かれるケースもありますが、どこか、懐かしさや親しみやすさも感じていただく方が多くいらっしゃいます。

昔ながらの私たちが行ってきた教育を大切にしたいという想いを感じとっていただいているのではないかと勝手に思っています。

園庭は、芝の庭と土の庭に分かれています。そして、園庭には目立った遊具はありません。保護者の方にも、「なぜ遊具が少ないのですか」と聞かれることがあります。その際、園庭にはあえて遊具を少なくしていることをお伝えしています。

これからの子どもたちにとって大切なのは、人と人との関わりだと信じています。芝の庭では、ドッジボールやサッカー、鬼ごっこなど、団体で行う遊び活動をメインに、コミュニケーションを取りながら先生たちと意思疎通を動かして遊びます。

一方、土の庭では、子どもたちはどこをほじくっても怒られず、水を流して川を作ったり、山を作ったり、穴を掘ったり、友だち同士、集中してじっくり遊ぶことのできる空間となっています。そこでも先生が混じり合い、さまざまな遊びが生まれるのです。



土の庭でのコミュニケーション

帰る頃には服も靴も泥だらけになってしまうため、保護者にとっては負担も増えますが、子どもたちにとっては、とても大切な経験です。

もちろん、遊具があっても同じ環境は作れると思うのですが、遊具対子どもではなく、子ども対子どもの関係をより大切に、そこから学ぶ人間関係を大切にしていきたいという想いが込められています。

幼い子ども同士が一緒に遊んでいれば、楽しいこともあれば、友だち同士のトラブルもたくさん起きます。土にまみれることもそうですが、あえて「面倒なこと」、「泥臭いこと」が毎日生まれる園庭であってほしいと、強く願っています。それが、子どもたちの「立

ち上がるチカラ」を育ててくれるのだと私たちは信じています。ここでは紹介しきれませんが、そういった想いを、いたるところで垣間見ることができま

す。  
例えばクラス表示の看板です。これも既存のものを購入せず、毎年、子どもたちが自分のクラスの表示を好きなようにデザインします。毎年準備は大変ですが…。

こうした活動を通し、もの大切さ、新しいクラスへの愛着が育ってくれたら大成功という気持ちで続けています。

子どもたちの斬新なアイデアや、温かい雰囲気伝わります、保護者からも好評です。このように、第一印象では「新しい」と思われがちな園舎ですが、

昔からの想いを大切にすることで、温かい雰囲気包まれています。

それは、私たちが、「歴史」、「想い」を大切に、そこで「何を起こすのか」ということに常に立ち返るよう、意識しているからだと思います。

原点に立ち返ることは、私たちの幼児への接し方、保護者への関わり方、教職員としての在り方など、さまざまなことに対しての考え方を整理する良い機会となりました。

この考え方を基に、幼稚園を運営していくことを、日々先生たちと楽しく話し合っています。そうすることで、「想い」を共有することにも繋がっているように感じます。

新しいことへの取り組みの際にも、なぜ、それが必要なのかを「原点」、「大切にしていること」を基に、保護者や教職員に伝えていきます。

そうすることで、少しずつですが、同じ気持ちで協力してくれる仲間が増えてきたように感じます。

私たちは、これからもこの「原点に立ち返ることで新たなものが生まれる」楽しさを、保護者、教職員、子どもたちと一緒に作っていきたく考えています。



園児の手作り看板

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆  
市村弘貴（いちむら ひろき）

平成26年4月から園長就任

# 令和元(2019)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

## 学校法人の要望例

- 会計処理のご質問**  
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問**  
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧**  
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析**  
学校の財務分析資料がほしい
- 教育情報の活用・公表**  
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい
- 経営者や職員の研修・育成**  
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- 研修会実施の支援**  
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- 改革事例等の紹介**  
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案**  
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい
- 経営改善計画の作成支援**  
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_center\\_saisei.pdf](https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf)  
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_kaizenkeikaku.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm)

## 私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)  
電話・メールで回答します

- 会計処理等についてのご質問  
☎03 (3230) 7846～7848
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問  
☎03 (3230) 7840～7844



(私学情報資料室) ☎03 (3230) 7846～7848  
学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03 (3230) 7846～7848  
インターネットを利用して学校法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています  
◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03 (3230) 7839  
「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用に当たっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03 (3230) 7852～7854  
私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03 (3230) 7849・7850  
理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03 (3230) 7838  
●センターの職員を講師として派遣します  
●講師派遣については交通費と講演料が必要です  
講演料の目安(1日)

2時間以内	: 3万円
2時間超4時間以内	: 5万円
4時間超	: 8万円



(経営相談) ☎03 (3230) 7826  
●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります  
●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします  
●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します  
●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います  
●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左枠内の要望に対する連絡先は、右枠内の同色で囲まれた電話番号となります。

# 加入者貸付の見直し

令和元年11月から実施  
福祉部 貸付課

加入者貸付は、平成14年に下限利率を年2・26%に引き下げる貸付規則の一部改正を行った以降は、要件緩和などの改正は行ってきたが、貸付利率の下限の引下げにかかる見直しは行っていない。

現在、市中金利は極めて低い水準が継続しており、加入者からの貸付けに対するニーズも大きく変化しています。このことから、他の共済組合における組合員貸付の動向なども勘案し、加入者の利便性を高めるため、加入者貸付の見直しを、令和元年11月から実施します。

## ●利率の下限を引き下げ

貸付利率は、預託金利率に応じた変動利率を採用しますが、現在の下限である年2・26%（災害貸付：年2・00%）を引き下げ、新たに「年1・76%（災害貸付は年1・50%）」と「年1・26%（災害貸付は年1・00%）」の2段階の利率を設定します。

## ●利率の変更時期の固定化

現在の貸付利率の変更時期は、預託金利率の改定に連動して、毎月変更される可能性があります。利率が変更されると、学校法人等が加入者の報酬等から控除する償還額も変更となりま

す。頻繁な利率変更による学校法人等の事務の負担等を考慮し、利率の変更時期を5月、8月、11月、2月の年4回に固定します。

なお、新たな利率と変更時期の取り扱いには、すでに貸付けを受けている借受人にも適用します。

●教育貸付の貸付金額の刻み幅の変更  
教育貸付の貸付金額を、金額にかかわらず、すべて5万円刻みとします。

●医療貸付の貸付対象の範囲拡大、貸付限度額の引き上げ  
医療貸付は「対象者が医療機関へ引き続き5日以上入院」することを要件としていましたが、新たに「対象者が介護認定を受け、介護保険施設を利用する場合」でも申し込めることとし、名称を「医療・介護貸付」に変更します。また、貸付限度額を120万円から200万円に引き上げます。

## ●教育貸付、結婚貸付、医療貸付の申し込み事由の対象者範囲の変更

教育貸付、結婚貸付、医療貸付の申し込み事由の対象者の範囲に被扶養者以外の兄、姉を追加します。

改正内容の詳細は、今後、学校法人等宛ての通知文及び広報誌、私学共済ホームページ等でお知らせします。

また、これらの改正に合わせ、一般貸付を含めたすべての貸付け申し込み時に必要としている費用の内容が確認できる書類等を求めることがあります。

# マイナンバー制度における情報連携の試行運用が開始されました

企画室

私学事業団のマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した年金等給付事業にかかる情報照会及び情報提供（以下「情報連携」といいます）は、次のとおり開始されました。

## ●情報照会事務（平成31年4月15日から試行運用開始）

本事業団は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）第19条に基づき、情報提供者（行政機関、地方自治体等）が保有する特定個人情報（※）を利用（照会）することができま

す。情報連携で情報照会を行うことにより、本事業団への年金請求時に必要な添付書類の一部が省略できます。

ただし、情報連携で得た情報が添付書類の内容と違いがないか等を確認する必要があります。そのため、「試行運用期間」が設けられています。そのため、試行運用期間中は従来どおりの添付書類が必要となりますので、注意してください。

なお、本格運用への移行時期や、本格運用において省略できる添付書類については、決まり次第、本誌又は私学

共済ホームページでお知らせします。  
※マイナンバーを内容を含む個人情報

## ●情報提供事務（令和元年6月17日から試行運用開始）

本事業団は、番号法第22条に基づき、情報照会者（行政機関、地方自治体等）から同法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合は、特定個人情報を提供します。情報提供事務の本格運用が開始されると、年金受給者が行政機関や市区町村等に各種申請・届け出等をする際、これまで必要とされていた添付書類の一部を省略することができます。

詳細は、申請・届け出先の行政機関や市区町村等にお問い合わせください。

# スロバキアとの社会保障協定が発効されました

業務部 資格課  
年金部 年金第一課

令和元年7月1日に、日本とスロバキア両国の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効されました。

手続きについては、直接私学事業団にお問い合わせください。

※社会保障協定の内容については、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」(<https://www.nenkin.go.jp/>)を参照してください。

基礎届書の提出はお済みですか？

## 標準報酬月額の設定決定(注意事項)

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、9月以降の掛金等だけでなく、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。

正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

**提出期限 7月10日(水)**  
**提出先 業務部 資格課**

今回は「基礎届書」を受け取った後に、資格事項や標準報酬月額に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

なお、対象者や提出方法については、本誌6月号を参照してください。

### 資格事項に異動があったとき

#### ① 資格喪失したとき

「基礎届書」には令和元年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。記載されている加入者が退職などにより資格喪失したときは、該当者の備考欄「2その他」

に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。

なお、「資格喪失報告書DL」を未提出の場合は至急提出してください。

#### ② 遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

#### ③ 遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をした場合は、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校に送付されたもので提出してください。

### 遡ってベース改定(ベースアップ等)をしたとき

#### ① 6月までに差額が支給されたとき

改定後の報酬で報告してください。

#### ② 7月以降に差額が支給される時

改定前の報酬を報告してください。

### 「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

#### ① 「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書(任意の書式)を添えて8月15日(木)【必着】までに再提出してください。

なお、用紙は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」から白紙の「基礎届書」をダウンロードし、上部の余白に「訂正分」と朱書きして使用してください。

#### ② 前記①の期限後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書DL」を提出してください。

#### ③ 電子媒体で報告したとき

前記①及び②と同様の手続きを行ってください。(データに支障をきたす恐れがありますので、媒体での再提出はしないでください)。

### その他の注意事項

① 固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

② 「基礎届書」に印字された内容に誤りがあった場合、訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。

③ 年平均額による保険者決定の要件

に該当し本人が希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④ 「基礎届書」の記載に当たっては、通知文「令和元年標準報酬月額の設定決定の実施について」を参照してください。

⑤ 75歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要です。

### 確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準報酬月額にかかる「確認通知書(2)」は、9月中旬に送付します。

確認通知書には、「学校法人等用」及び「加入者用」があります。「加入者用」については必ず各加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

### 年金資産の運用にかかる業務概況書を公表します

資産運用部

平成30年度の運用状況(厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金)を、令和元年7月5日に私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)年金資産の運用)に掲載します。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

# 災害にあったとき

## 災害見舞金等

業務部 短期給付課

加入者（任意継続加入者を含みます）やその被扶養者が、水震火災、その他の非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます（表参照）。

### 災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額0・5～3か月分の金額「災害見舞金付加金」

- ① 災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60％に相当する金額
- ② 住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額の0・5か月分の金額

### 請求に必要な書類

- ① 災害見舞金等請求書
- ② 市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります）又は、り災証明書（損害の程度が明記されたもの）
- ③ 災害状況明細書

請求は、被害の状況を確認のうえ短期給付課まで電話してください。その後、請求書等を送付します。

## 共済業務

表 損害の程度による災害見舞金等の支給の可否

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
3分の1以上	標準報酬月額0.5～3か月分	見舞金の60%
5分の1以上 3分の1未満	×	標準報酬月額0.5か月分
5分の1未満	×	×

### 注意事項

- ・損害を補てんすることを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。
- ・対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。
- ・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。
- ・災害見舞金付加金の給付が決定した後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者にお渡しください。加入者が品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」（返信ハガキ）で申し込んでください。

### 時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（災害にあった日）の翌日から2年を経過すると時効により消滅します。注意してください。

## 災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

### 申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

### 貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

### 貸付利率

年2・00%

（令和元年6月現在の利率です）

### 申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する「り災証明書」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

### 申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

### 激甚災害に関するお知らせ

激甚災害にかかる特例災害貸付の申し込みは、災害発生日から1年以内です。また、特例住宅貸付は、災害発生日から3年以内です。詳しくは、福祉部貸付課までお問い合わせください。

## 加入者証等券面の印字（字形）が一部変わります

システム管理室

私学事業団で発行する加入者証や確認通知書等に印字する文字の字形については、「JIS90」規格を使用し印字してきましたが、今後プリンター機器等の入れ替えに伴い現在の標準文字規格である「JIS2004」規格に順次変更します。

令和元年11月末に加入者証を発行するプリンターの入れ替えを行い、12月以降発行分の加入者証等のカード券面に印字する文字を「JIS2004」規格に変更します。

このため、一部の文字について確認通知書等その他帳票に印字される見た目の字形が異なりますので、ご了承ください。

※異なる文字の代表例（全部で122文字）

JIS2004 葛 辻  
JIS90 葛 辻

## 海外で診療を受けたとき

海外旅行には、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書DL」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では、加入者証等が使用できません。緊急のため、やむを得ず現地の医療機関を受診したときは、受診者が医療費を全額支払うこととなります。このような場合は、後日「療養費・家族療養費」を請求することができます。

### 支給額の算定

海外で受診した場合、診療内容を日本国内での保険診療の基準に置き換えて算定します。このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

### 請求方法

次の①～⑥の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）提出してください。

#### ①療養費・家族療養費等請求書DL

「原因及び経過」又は「加入者証を使用できなかった理由欄」に、具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

治療目的の渡航や現地での健康診断は支給対象とはなりません。また、出張中のケガ等については、労災の適用となる場合があります。

②海外診療報酬（医科・歯科）明細書DL  
現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けていただく必要があります。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

#### ③外国診療記録書DL

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

#### ④領収書（原本）

受診した医療機関が発行した領収書の原本を添付してください。

#### ⑤渡航確認書類

受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるパスポートの写し又は航空券などの写しが必要です。

#### ⑥調査に関わる同意書（海外療養費）DL

私学事業団が必要に応じて、受診した医療機関に照会することや情報提供を受けることへの同意書です。

### 時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（医療機関で医療費を支払った日）の翌日から2年を経過すると時効によって消滅します。請求漏れがないように注意してください。

## 夏休みにご利用ください

厚生施設・健康増進宿泊施設

福祉部 保健課

全国の宿泊施設やレジャー施設等で利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際には、ぜひご利用ください。詳しくは『私学共済ブック2019』（保健・宿泊編）をご覧ください。

### 厚生施設・健康増進宿泊施設

（表参照）

各施設と契約し利用料金の補助をしています。『私学共済ブック2019』（保健・宿泊編）の巻末の利用補助券を切り取って必要事項を記入のうえ、必ず使用する人全員の加入者証等を提示して使用してください（私学事業団の直営施設等一部の施設では使用できません）。

### 会員契約施設

プール、ジム、スタジオ等のスポーツ施設や日本棋院と法人会員契約をしていますので、会員料金で利用できます。

### 旅行会社のパック旅行の割引

『私学共済ブック2019』（保健・宿泊編）に掲載している取扱旅行会社で申し込みをした場合のみ、パック旅行が割引購入できます。詳細は各旅行会社にお問い合わせください。支払いは現金のみとなります。

表

	厚生施設	健康増進宿泊施設
施設内容	遊園地、日帰り温泉、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設には直接予約をする。 ②利用施設の受付で利用する人全員の加入者証等を提示する。 ③必要事項を記入した利用者全員の補助券を支払いの際に提出する。	
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、『私学共済ブック2019』（保健・宿泊編）で確認してください。	・補助券は1人1泊につき1枚使用できます。 ・補助額は1枚につき2,000円です。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・旅行代理店やインターネットによる予約には、補助券が使用できない場合があります。

※補助券の転売・譲渡は禁止です。不正利用が判明した場合は、補助金の返金が必要となります。



宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

# 私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

共  
済  
業  
務

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

<b>札幌ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) <a href="https://www.hotelgp-sapporo.com/">https://www.hotelgp-sapporo.com/</a>
<b>仙台ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) <a href="https://www.hotelgp-sendai.com/">https://www.hotelgp-sendai.com/</a>
<b>東京ガーデンパレス</b> 宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) <a href="https://www.hotelgp-tokyo.com/">https://www.hotelgp-tokyo.com/</a>
<b>湯河原「敷島館」</b> (ししまかん) 宿 宴 会
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755
<b>箱根「対岳荘」</b> (たいがくそう) 宿 宴 会
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094
<b>鎌倉「あじさい荘」</b> 宿 宴 会
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506
<b>葉山「相洋閣」</b> (そうようかく) 宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300
<b>名古屋ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) <a href="https://www.hotelgp-nagoya.com/">https://www.hotelgp-nagoya.com/</a>
<b>金沢「兼六荘」</b> (けんろくそう) 宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 <a href="http://www.kenrokusou.com/">http://www.kenrokusou.com/</a>

<b>志賀高原「やまゆり荘」</b> 宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148 ☎ 0269 (34) 2102
<b>軽井沢「すずかる荘」</b> 宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311
<b>京都ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) <a href="https://www.hotelgp-kyoto.com/">https://www.hotelgp-kyoto.com/</a>
<b>京都「白河院」</b> (しらかわいん) 宿 宴 会
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201
<b>大阪ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) <a href="https://www.hotelgp-osaka.com/">https://www.hotelgp-osaka.com/</a>
<b>広島ガーデンパレス</b> 宿 婚 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) <a href="https://www.hotelgp-hiroshima.com/">https://www.hotelgp-hiroshima.com/</a>
<b>福岡ガーデンパレス</b> 宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) <a href="https://www.hotelgp-fukuoka.com/">https://www.hotelgp-fukuoka.com/</a>

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕を利用してください。

しがくのやど    
(<https://www.shigakukyosai.jp/>)

年会費永年無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

## 私学メンバーズカード受付中

退職後も  
生涯利用が可能

海外・国内旅行傷害保険  
最高5,000万円付

空港ラウンジ  
無料利用可

会員数  
10万人  
突破



お申込み対象 ●本会員：私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金者 ●家族会員：本会員の配偶者

お申込み・  
詳しくは

私学メンバーズカード

検索

<https://www.resonacard.co.jp/shigaku>



お問合せ先

りそなカードインフォメーションセンター 私学メンバーズカード事務局

☎ 0120-559-197

(9:00~17:00土・日・祝日・年末年始休み)

※番号をお確かめのうえ、お間違いないようおかけください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

**高齢受給者基準収入額適用申請**

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担ですが、標準報酬月額が28万円以上の場合は3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛て(任意継続加入者は届出住所宛て)に送付しました。

該当する場合は、平成30年分の収入額が確認できる「平成31(令和元)年度課税証明書」を必ず添付し、**7月19日(金)【必着】**までに提出してください。変更日は9月1日診療分からとなります。

なお、**高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。**【業務部 短期給付課】

**共済定期保険の配当金を送金しました**

平成30年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、平成30年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、令和元年6月26日(水)に保険料振替口座に送金しました。配当率は、家族年金コース、学校加入コースが50.49%、医療保障コースが46.75%です。

【福祉部 保健課】

**令和2年度から被扶養者の要件に国内居住が加わります**

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が5月22日に公布され、令和2年4月1日から、被扶養者の範囲が原則として国内居住者に限定されます。詳細な内容や事務手続きは、決まり次第月報私学等でお知らせします。

【企画室】

**事務担当者連絡会テキストをホームページに掲載しました**

令和元(2019)年度第1回私学共済事務担当者連絡会テキストを私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶私学共済制度の刊行物▶事務担当者連絡会テキスト〕に掲載しました。テキストの閲覧方法については7月10日発送予定の掛金等納付通知書に案内を同封します。

【広報相談センター 相談班】

**特定保健指導利用券の有効期限**

平成30年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**令和元年7月31日(水)**です。特定保健指導の対象となった人は、有効期限までに、指定実施機関で初回面接を受けてください。【福祉部 保健課】

**「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します**

平成31年1月～令和元年6月までに学校法人等を通して送金した短期給付金等のお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

【業務部 短期給付課】

**貸付けの申し込み締切日にご注意ください**

8月2日送金分は**7月12日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので、ご注意ください。

【福祉部 貸付課】

**7月の共済業務スケジュール**

1日(月)	<b>掛金等</b> 5月分納期限
2日(火)	<b>貸付</b> 送金
6日(土)	<b>貸付</b> 6月分定期償還期限
10日(水)	<b>資格</b> 「標準報酬基礎届書」提出期限 <b>貯金</b> 払込期限(必着)
12日(金)	<b>貸付</b> 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
19日(金)	<b>短期</b> 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
22日(月)	<b>貯金</b> 送金 <b>貸付</b> 送金
25日(木)	<b>貯金</b> 払戻・解約請求締め切り <b>積立共済年金</b> 脱退申出等締め切り <b>共済定期保険</b> 口座・住所変更申し出締め切り
29日(月)	<b>掛金等</b> 6月分掛金等口座振替(自振校のみ) <b>貸付</b> 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	<b>掛金等</b> 6月分納期限 <b>貸付</b> 8月22日送金申し込み締め切り

**8月の共済業務スケジュール**

2日(金)	<b>貸付</b> 送金
6日(火)	<b>貸付</b> 7月分定期償還期限
9日(金)	<b>貯金</b> 払込期限(必着)
15日(木)	<b>貸付</b> 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 委員就退任のお知らせ

### ◆運営審議会

令和元年5月28日付  
退任 大沼 淳

### ◆共済運営委員会

令和元年5月31日付  
退任 金子 光博  
佐藤 正吉  
令和元年6月1日付  
新任 中村 貞雄  
濱田 良廣

## 「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。個人の購読の希望についてはお受けしていません。限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載しております。

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 学校法人基礎調査(教育情報調査)提出のお願い

■提出締め切り 7月31日(水)

○調査票：教育情報【910】

(【 】は調査票区分を表しています)

○対象法人：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人  
提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無にかかわらず必ず提出をお願いします**。詳細は、平成31年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』(教育情報調査【910】)をご覧ください。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、終日ご利用いただけますが、システムメンテナンス等により、休止する場合があります。その際は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

### 若手・女性研究者奨励金へのご支援のお願い

私学事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育研究の次世代の担い手となる人財育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」制度を設け、令和元(2019)年度は、若手研究者31名、女性研究者31名の計62名に対し2回目となる研究奨励金を配付しました。

本奨励金は、未来を創る人財育成という観点から、応募者の研究実績を問わず、また、既存概念にとらわれない、ユニークでチャレンジングな研究を特に支援することを特色としており、その財源を社会一般の皆さまからの寄付金で賄うことにしています。

わが国の未来を創る人財を育成するため、「若手・女性研究者奨励金」にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、本奨励金の財源となる「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきましても、併せてご協力をお願いします。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金〕に若手・女性研究者奨励金の詳細について掲載していますので、ご参照ください。

### 大学ポートレートがスマートフォンに対応

私学事業団が運営する大学選びのwebサイト「大学ポートレート」がスマートフォン表示に対応し、使いやすく、より便利になりました。

スマートフォンで、「大学ポートレート 私学」と検索するか、以下のQRコードを読み取り、ご覧ください。



大学ポートレート(私学版)  
<https://up-j.shigaku.go.jp/>

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852~7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<https://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT  
 **大阪ガーデンパレス**

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211 (代表)  
 (JR「新大阪」駅北口から徒歩10分 ※無料シャトルバスあり)  
<https://www.hotelgp-osaka.com/>

### 1泊2食温泉チケット付 とくとくプラン

この夏は見どころ満載の大阪へ  
観光後は温泉でゆったりしませんか

1泊2食 (2名1室 / 1名様) 11,800円~  
 取扱期間：通年 (年末年始を除きます)

大阪は道頓堀や大阪城、海遊館などの観光スポットがたくさんあり、夏休みを過ごすのに最適です。観光を満喫した後は、都市型温泉「ひなたの湯」(大阪ガーデンパレス目の前)が付いたプランでゆったりとお過ごしください。

夕食は旬の素材を活かした人気メニュー「季節御膳」、朝食は1日を気持ちよく始めるために豊富な種類を取り揃えた和洋の「朝食バイキング」がご賞味いただけます。

夏休みの思い出を作り、ぜひ大阪ガーデンパレスにお越しください。



大阪城



ひなたの湯



夕食 (イメージ)

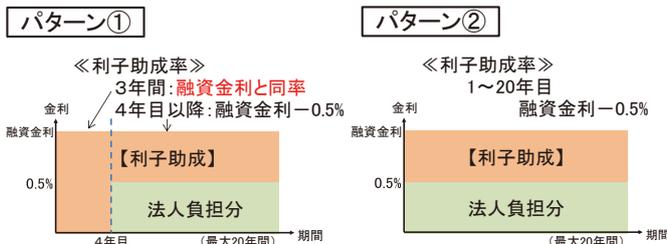
## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。  
 利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。  
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■ 主な事業と融資金利 (令和元年6月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.70	年% 0.50	年% 0.303	年% 0.401
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.403	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.303	(5.5年以内) 0.301

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)